

岐阜県公報

第二千六百二十六号
平成二十七年二月二十七日

(金曜日)

目次

告 示

有害興行の指定	(私学振興・青少年課)	一一〇 ^ハ
知事指定薬物の指定の失効	(業務水道課)	一一〇
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課)	一一〇
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	一一一
指定施術機関の名称等の変更の届出	(同)	一一二
総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(新産業振興課)	一一二
道路の区域変更	(道路維持課)	一一二
道路の供用開始	(同)	一一三
保安林の指定予定	(下呂農林事務所)	一一四
選挙管理委員会告示		
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(選挙管理委員会)	一一五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	一一五
農用地利用配分計画の認可	(農業経営課)	一一六
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	一一七
河川整備計画の案の縦覧	(河川課)	一一七
平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	一一七

正 誤

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分中訂正
 土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(農政課) 一一九
 (西濃農林事務所) 一一九

告示

岐阜県告示第百六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	映出地	配給会社
映画	人妻痴漢教習 バックからOK!	新日本映画	新日本映画
	淫乱警備員 黒い網タイツ	新日本映画	新日本映画
	浮気で発情 かたいのが好き!	新日本映画	新日本映画
	不倫美姉妹 ~白衣のあえぎ~	新日本映画	新日本映画

2 指定年月日

平成27年2月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百七十号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」といふ。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- ベンジルペリリン(通称名四) ベンジルペリリン) 及びその塩類
- (一・三) ジヒドロ一H インデン 五 イル) (二) (ピロリジン一イル) ヘキサン一オン(通称名五 B P D I) 及びその塩類
- メチル一一一(四) フルオロベンジル) 一H インダゾール 三 カルボキサミド) 三・三 ジメチルプタノアールト(通称名F U B A D B) 及びその塩類
- キノリン ハイル一一(四) フルオロベンジル) 一H インダゾール
- カルボキシラート(通称名F U B N P B 一一) 及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

指定の効力を失う日 平成二十七年二月二十八日

岐阜県告示第百八十号

生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四号)による改正前の生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」といふ。)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」といふ。)第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

フジ・エステート有限公司

大垣市荒尾玉池二四

介護予防通所介護

ケアサービスセンターいずみ

大垣市長松町八四四

平成二六・五・一

DS TOKA I株式会社

一 可児市今渡一五五

介護予防訪問介護

DS TOKA I株式会社 介護事業部ブルメリア

一 可児市今渡池下一五五
三 二メゾン池下六号

平成二六・六・一

岐阜県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）以下「旧中国残留邦人等支援法」という。（第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

社会福祉法人ケア21

三 高山市新宮町一〇五四

通所介護

二 番館デイセンター

一 高山市新宮町八五一

平成二六・九・一

社会福祉法人ケア21

三 高山市新宮町一〇五四

介護予防通所介護

二 番館デイセンター

一 高山市新宮町八五一

同

岐阜県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）以下「旧中国残留邦人等支援法」という。（第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規

定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 氏名 氏名 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

指年月日

是重尚宏

平成二六・七一

中ノ瀬史博

同

氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

指年月日

氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

指年月日

安藤 夕貴	あい はりきゅう マツサイジ治療院	土岐市駄知町八〇一六	同
高田 晃裕	たかだ 接骨院	安八郡神戸町大字前田字村前二二七	平成 二〇・七
稲垣 満治	東洋堂はり灸治療院	美濃加茂市中富町一 一六	平成 二〇・八
高橋 由季美	イトシン 接骨院	大垣市赤坂町三二二五 三	同
横山 響子	イトシン 鍼灸治療院	可児市虹ヶ丘五 八二	同
山本 英典	美濃加茂ちしゅう 接骨院	美濃加茂市下米田町小山一〇七七	同
長谷川 和弘	ここにこ治療院 中濃店	美濃加茂市太田町八九	同
深川 紗千子	ココロあすなる治 療院 恵那	多治見市笠原町一四一六	平成 二〇・九
川崎 夏希	ココロあすなる治 療院 恵那	多治見市笠原町一六五一 二二	同
玉岡 昌浩	鍼灸・マツサイ ジ・接骨治療室沙 羅	羽島郡岐南町上印食八 一一〇	同

岐阜県告示第百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	年月日更
新 早野 昌登	ひるい接骨院	大垣市昼飯町二二七 一	平成 二〇・七
旧 阿川 昌登			
山内 準 一	ふくおか接骨院	新 海津市海津町高須町一 一七九	平成 二〇・四
		旧 海津市海津町福岡三五四 一	
下 梶 均	新 きたらく鍼灸接 骨院	新 高山市花里町四 一	平成 二〇・六
	旧 シカタシ鍼灸 院	旧 高山市大新町四 一六 六〇	

岐阜県告示第百一十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社郡上螺子	郡上市八幡町有穂一五三〇 番地の一	平成二〇・二九	平成二〇・三三

岐阜県告示第百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県		美 濃 線		岐 阜 市 中 川 原 五 丁 目 五 〇 番 地 先 々 々 々		後	前	別 後	員 幅	延 長	備 考		
									ル (メートル)	ル (メートル)			
									一・六〇 二・五〇	四七三・〇			
									一・六〇 二・六〇	四七三・〇			

岐阜県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県		多 上 石 津 賀 線		大 垣 市 上 石 津 町 細 野 字 熊 坂 一 五 〇 六 番 一 地 先 々 々 々		後	前	別 後	員 幅	延 長	備 考		
									ル (メートル)	ル (メートル)			
									七・二〇 二・三・九	三六〇			
									五・五〇 六・九	三六〇			

岐阜県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県		白 下 川 呂 線		加 茂 郡 東 白 川 村 五 加 字 悪 路 比 良 一 五 〇 番 一 地 先 々 々 々		後	前	別 後	員 幅	延 長	備 考		
									ル (メートル)	ル (メートル)			
									一・五五 六・九〇	一八四・〇			
									二・五〇 二・六〇	一八四・〇			

岐阜県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
岐 阜 県		多 上 石 津 賀 線		大 垣 市 上 石 津 町 細 野 字 熊 坂 一 五 〇 六 番 一 地 先 々 々 々		後	前	別 後	員 幅	延 長	備 考		
									ル (メートル)	ル (メートル)			
									三・六〇	三六〇			
									三・三〇	三六〇			

平成 平成
三〇・三三 三〇・三三
の 日 日
の 日 日
の 日 日

岐阜県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほかに）
県道	美濃加茂線 和良線	郡上市八幡町野々倉字へり岩 一六一四番三地先から 同市同町同字坂一六 二九番二地先まで		103.4	平成 二七・二七	平成 二六・六一

岐阜県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほかに）

県道	白恵川那線	恵那市中野方町大峰三八九九番一 地先から 同市同町同三三八四番一 地先まで	35.0	平成 二七・二七	平成 二二・二六
----	-------	------------------------------------------------	------	-------------	-------------

岐阜県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市小坂町長瀬字前平二五三四の一、二五三四の二
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人瑞鳳会 ムハートステーション	特別養護老人ホ一 岐阜市長旗町2丁目18番地
社会福祉法人浩徳会 養護老人ホ一ム	地域密着型特別 多治見市京町6丁目13番地の2
社会福祉法人白寿会 ムハートステーション	特別養護老人ホ一 不破郡垂井町府中1947番地1
社会福祉法人錦江舎 養護老人ホ一ム	地域密着型特別 加茂郡八百津町久田見4044番地2

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年二月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年二月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂穂積店

瑞穂市別府字堤内二ノ町五九二番地一 外

四 変更しよとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二二四台

(変更後) 二二七台

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一〇〇台

(変更後) 四八台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 八〇、三二平方メートル

(変更後) 一六五、〇〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 四四、六七立方メートル

(変更後) 五六、六七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 平和堂 午前十時から午前零時

その他の小売業者 午前十時から午後九時

(変更後) 平和堂 午前九時から午後十一時三十分

その他の小売業者 午前九時から午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前十時から午前零時

(変更後) 午前八時三十分から午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 南西側駐車場 二箇所

北側駐車場 一箇所

(変更後) 南西側駐車場 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後六時

(変更後) 午前六時から午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年二月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年二月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社フードセンター 富田屋

三 建物の名称及び所在地

フードセンターミダヤ養老店

養老郡養老町石畑字石田一六八 一 外
変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場一(建物西側・南側) 一三三台

駐車場二(店舗敷地南東側) 二八台

駐車場三(店舗敷地東側) 五〇台

(変更後) 駐車場一(建物西側・南側) 一三三台

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時(ただし、年間六〇日は午前八時三〇分)〜午後八時

(変更後) 午前九時(ただし、年間六〇日は午前八時三〇分)〜午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一、二及び三

午前八時三〇分〜午後九時三〇分(ただし、年間六〇日は午前八時

(変更後) 駐車場一

午後九時三〇分) 午前八時三〇分〜午後九時三〇分(ただし、年間六〇日は午前八時

(変更前) 駐車場一 四箇所

駐車場二 二箇所

駐車場三 三箇所

(変更後) 駐車場一 四箇所

駐車場二 二箇所

駐車場三 三箇所

(変更後) 駐車場一 四箇所

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農用地利用配分計画の概要

市町村	農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等を受ける土地
可児市	平成二十六年度第二号	可児市二野字森本一四〇九番一他二三筆
飛騨市	同	飛騨市古川町数河字立道二八六二番他五一筆
御嵩町	同	可児郡御嵩町伏見字西柿外戸一七六三番一他三九筆

二 認可年月日

平成二十七年二月二十七日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川2期地区（広恵寺ため池）	中津川市役所	平成二七・二七・二七から二七・二七・二七まで

河川整備計画の縦覧

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項に規定する河川整備計画の案を作成するので、同条第四項の規定により一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川整備計画の種類

一級河川木曾川水系牧田川圏域河川整備計画

二 河川整備計画を定める河川の区域

岐阜県内の一級河川木曾川水系牧田川の流域（国土交通大臣管理区間を除く。）
なお、詳細は、当該河川整備計画で表示する。

三 縦覧期間

公示の日から平成二十七年三月十三日まで

四 縦覧場所

岐阜県土木整備部河川課、岐阜県大垣土木事務所、岐阜県揖斐土木事務所、大垣市役所、養老町役場、垂井町役場、関ヶ原町役場、神戸町役場及び池田町役場

五 その他

当該河川整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十七年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成二十七年七月五日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十七年九月十三日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成二十七年七月二十六日(日) 午前十時から午後五時十分まで
設計製図の試験

平成二十七年十月十一日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

可児市虹ヶ丘四丁目三番三号 名城大学都市情報学部(可児キャンパス)

2 木造建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

(1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

(2) 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(一) 受験申込受付期間

平成二十七年三月十六日(月) から同年三月三十日(月) まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒100-0094 東京都千代田区紀尾井町三 六紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十七年三月二十三日(月) から同年三月三十日(月) まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaenic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所による受験申込

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十七年四月九日(木) から同年四月十三日(月) まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 岐阜県シンクタンク庁舎四階

公益社団法人岐阜県建築士会

(二) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十五年又は平成二十六年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成二十七年十二月三日(木) の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十七年八月二十五日(火)に、木造建築士は平成二十七年九月八日(火)に発表の予定です。

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十七年六月十日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター 東海北陸支部及び公益社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ

受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（業務第一課）（電話番号〇三 六二六一 三三三〇）にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五二 二六一 六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八 二二五 九三六一）に問い合わせてください。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十六年四月一日号外^(注) 岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄

牛区分二頁下段の表中

特 別 牛	特 優 牛
は、	
特 優 牛	特 別 牛

の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十七年二月三日第二千六百十九号 土地改良区役員の退任及び就任七二頁下段前から六行目中「小宮山 春雄」は、「古宮山 春雄」の誤り。

平成二十七年二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社